# 「令和８年度南阿蘇村農業みらい公社経営改善支援業務委託」
# 公募型プロポーザル実施要領

## １　目　的

本業務は、南阿蘇村（以下「本村」という。）における農業・地域産業振興の取組の一環として、南阿蘇村農業みらい公社（以下「公社」という。）が担う自社商品生産・開発、販売促進及び経営改善に係る取組を一体的に支援することにより、公社において個別対応や試行錯誤に費やされているノンコア業務の負担を軽減し、中長期的な戦略立案・実行等のコア業務にかける時間と体制を確保することで、公社の経営基盤強化と本村における農業所得・地域ブランド価値の向上につなげていくことを目的とする。

## ２　業務の概要

本業務は、次に掲げる３つの柱により構成するものとする。

具体的な実施方法・体制・スケジュール・ツール等は、提案者の提案内容を踏まえ、公社及び本村と協議のうえ決定すること。

### （１）自社商品生産・開発支援

公社および村内生産者の取組を踏まえ、自社商品の生産・開発に向けた土台づくりを行う。

・公社および村内生産者が関わる農産物及び加工の現状整理
・公社が主体となって取り組む自社商品生産・加工に関する基本的な方針及び計画の整理
・試作・小規模な販売テスト等の実証的な取組の企画・実施に向けた検討
・原料供給・生産者参画の枠組みの検討

※上記の整理にあたっては、必要に応じて、農業・加工・人材育成等に関する国内のネットワークや関連組織を活用した取組を提案してよいものとする。

### （２）自社商品・仕入れ商品の販売促進

公社の自社商品および仕入れ商品の販売体制を整理し、強化の方向性を示す。

・主要な販売チャネル及び市場環境について現状の整理
・商品ラインナップ・価格帯・見せ方等に関する基本方針の整理
・販売促進の基本的な考え方および年間イメージの提示
・販売状況の把握と、次年度以降の改善に向けた提案

※有機農産物等の高付加価値商品については、専門性の高い流通ネットワークを活用した展開可能性についても整理し、設計すること。

### （３）　公社の経営改善に資する取組

公社の経営・組織運営について、現状の整理と今後の方向性を示す。

・公社の現状整理・課題把握（組織体制、主な事業、収支の概要等）
・事業全体の方向性・重点分野の整理
・業務運営・人員配置・関係者との連携の在り方に関する検討
・経営管理・モニタリングの枠組み（定期的な振り返りの仕組み等）の提案

※必要に応じて、スマート農業・ICT の活用、国の実証事業等との連携を通じて、低コスト化・高品質化を図る方策についても検討すること。

３　委託業務

①　業務名　「令和８年度南阿蘇村農業みらい公社経営改善支援業務委託」

②　契約期間　契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで

※ただし、業務完了報告書は、令和９年３月２０までに提出すること

③　委託金額　上限額は２０，０００，０００円（消費税込み）

※上記金額は契約時の予定額を示すものではありません。

④　稼働開始予定日　　令和８年４月１日（予定）

４　参加資格等

当該業務の公募型プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次の要件をすべて満たしていること。

①　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

②　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定に基づく再生手続き開始の申立てが行われていないこと。

③会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条若しくは第６４４条の規定に基づく清算の開始、又は破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規定に基づく破産開始の申立てが行われていないこと。

④南阿蘇村暴力団排除条例（平成２３年６月１３日条例第５号）第２条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

⑤　宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

⑥　税を滞納していないことを誓約し、また、業務期間中に納付状態について調査されることに同意すること。

⑦　複数による共同（グループ）での参加は認めない。

５　実施スケジュール

| 内　容 | 日　時 |
|---|---|
| 公募開始及び資料等の公開、受付開始 | 令和８年１月１９日（月） |
| 実施要領及び仕様書に関する質問の受付期限 | 令和８年１月２６日（月）午後５時まで |
| 質問に対する回答 | 令和８年２月　３日（火）午後５時 |
| 参加申込受付期限及び企画提案書等の提出期限 | 令和８年２月１３日（金）午後５時まで |
| 審査会（プレゼンテーションによる審査） | 令和８年２月２５日（水） |
| 審査結果通知 | 令和８年３月１０日（火）以降 |
| 契約締結 | 令和８年３月下旬 |

６　実施要領及び仕様書等に関する質問

本プロポーザルに関する質問がある場合は、下記により質問すること。ただし、審査に支障をきたす質問、評価基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。

（１）受付期間 令和８年１月１９日（月）～１月２６日（月）午後５時まで

（２）質問方法 質問書（様式１）を使用し、午前９時～午後５時までの間に電子メールまたは持参して提出すること。電子メールにより提出した場合は、その旨を担当に電話で連絡すること。

（メールアドレス：nosei1@vill.minamiaso.lg.jp）

（３）質 問 先 本文書末記の提出先に提出すること

※メールの件名は、「（質問）南阿蘇村農業みらい公社事業サポート業務委託公募型プロポーザル」とすること。

（４）回答日時 令和８年２月３日（火）午後５時

（５）回答方法 南阿蘇村公式ホームページ

※質問受付期間終了後に、質問と回答を一覧にして公開します。

７ 参加申込、参加要件適格確認及び企画提案書の提出

（１）申込期間 令和８年１月１９日（月）～２月１３日（金）午後５時まで

（２）申込方法 持参または郵送（郵送の場合は上記時間まで必着）

（３）提出書類

①参加申込書（様式２）

②誓約書（様式３）

③秘密保持誓約書（様式４）

④直近３ヶ月以内に発行された、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書の原本、並びに南阿蘇村に本社・支社がある場合は、法人村民税及び固定資産税に未納がないことの証明書の原本

⑤ 直近３年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

⑥ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書で申請前３箇月以内に発行されたもの）

⑦ 企画提案書（様式５）

⑧ 経費見積書（仕様書及び企画内容に即しできるだけ詳細に明記すること。）

（４）提出部数 ①～⑥は１部、⑦⑧は８部（正本１部、正本の写し７部）

※企画提案書は書類とあわせて、電子データでも提出すること。提出の際は、件名を「【企画提案書提出】南阿蘇村農業みらい公社経営改善支援業務委託」とすること。

（５）提 出 先 本文書末記の提出先に提出すること。

（６）企画提案書作成上の留意事項

①提出書類はＡ４用紙（両面印刷）とし、ページ番号を付与すること。

②企画提案書は、「審査基準」の視点に沿って具体的に記載すること。

８　審査方法

審査は、村が別に定める「南阿蘇村農業みらい公社経営改善支援業務委託公募型プロポーザルに係る事業者審査基準（以下、「審査基準」という。）に基づき、審査委員会が行う。その際、評価項目に沿って企画提案内容及び業務実施能力等を精査し、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、委員会の評価・採点により実施

する。

なお、審査委員会は非公開とする。

（１）企画提案書等及びプレゼンテーションによる審査とする。

（２）審査会は令和８年２月下旬の予定とし、１者あたりの時間は質疑を併せ３０分程度とする。

（３）企画提案書等の提出後、プレゼンテーションを実施するまでの間に、委員から提案者に対し文書にて質問をすることがある。

（４）当日の説明は事前に提出された企画提案書（任意様式）により行うことを原則とするが、企画提案書の抜粋枠を使用する場合は別途用意することを認める。ただし、当初企画提案している内容を変更することはできない

（５）プレゼンテーションへの出席は、最大３名までとする。

（６）スクリーン・プロジェクター・HDMI ケーブルについては村が用意するが、パソコン等は各自で用意すること。

（７）審査結果は、令和８年３月１０日以降を目途に、参加した者すべてに文書で通知する。ただし、プレゼンテーションの日程により通知が遅延する場合、その旨も文書で通知する。なお、審査結果に対する異議には応じないものとする。

＜審査基準＞

| 審査項目 | 審査基準 | 配点 |
|---|---|---|
| １．業務内容の理解度 | ・事業目的を的確に把握し、目的実現のための手法等を提案しているか。<br>・南阿蘇村の要求する内容を満たしているか。 | ２０ |
| ２．企画力 | ・提案内容が農業・地域産業振興の取組みの一環として、南阿蘇村農業みらい公社が担う自社商品生産・販売促進及び経営改善に関わるものとなっているか。 | ２０ |
| ３．業務遂行力 | ・業務を安定的に遂行する実施体制を有しているか。 | １０ |
| | ・業務実施スケジュールは妥当か。 | １０ |
| | ・過去の受託実績、業務実績等に鑑み、本委託業務遂行の見込みがあると認められるか。 | １０ |
| ４．経費積算の妥当性 | ・見積書の内容や算定根拠が明確に示され、仕様書に基づいた内容になっているか。 | ２０ |
| | ・企画内容に見合った適切な経費となっているか。 | １０ |
| 合計 | | １００ |

（８）南阿蘇村農業みらい公社の事業概要等

南阿蘇村農業みらい公社の事業内容及び決算状況等はこちらのURLでご確認ください。

https://www.minamiasomiraikousha.com/

（９）失格事項

次に掲げる項目のいずれかに該当するものは、失格とし、審査の対象としない。

①提出した書類に虚偽の記載のあるもの。

②本業務に係る見積金額が２０，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えるもの。

③期限内に提出書類が提出されなかったもの。

④審査結果に影響を与えるような工作をしたもの。

⑤その他、実施要領に違反するもの。

（１０）順位の決定方法

①各審査委員の評価点の合計得点が最も高い上位１者を、契約交渉順位１位の候補者（以下、「第１位の候補者」という。）として選定し、２番目に合計得点が高い者を契約交渉順位第２位の候補者（以下、「第２位の候補者」という。）として選定する。

②合計得点が最も高い得点を獲得した事業者が複数いる場合は、各審査員の審査結果において、該当の事業者のうち最も高い得点を獲得した審査員の数が多い事業者を候補者とし、それでも決定しない場合は、提案価格が低い事業者を候補者とします。

③各審査委員の評価点の合計得点の６割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補としない。

④企画提案者が１者のみの場合であっても審査を実施するが、その場合、各審査委員の評価点の合計得点が６割以上となった場合に限り、第１位の候補者として選定する。

⑤審査結果について、異議を申し立てることはできない。

９　公募型プロポーザルに際しての留意事項

（１）参加者は、参加申込書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとする。

（２）参加申込み後に辞退する場合は、辞退届（別紙６）を届け出ること。

（３）提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

（４）提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加者が負うものとする。

（５）書類の提出に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。また、造語及び略語は、専門用語または一般用語を用いて初めて出た場所に定義を記述すること

（６）複数の企画提案書を提出することはできない。

（７）提出期限後の提出書類の変更、差替えまたは再提出は認めない。ただし、南阿蘇村が補正等を求める場合を除く。

（８）公募型プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。

（９）選定された参加者の企画提案（プロポーザル）に盛り込まれた内容がすべて業務委託内容になるとは限らない。

１０　契約に関する基本事項

（１）　契約交渉 第 1 位の候補者との協議が不調となったと南阿蘇村が判断した場合は、第１位の候補者との交渉を終了し、第２位の候補者を繰り上げ、協議を行う。

（２）契約の締結 第１位の候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約締結する。なお、第２位の候補者を繰り上げた場合も同様とする。また、受託業務内容は提出された企画提案書に沿ったものとするが、双方の合意により内容を変更する場合がある。

１１ その他

（１）南阿蘇村は、提出された関係書類等は返却しない。

（２）南阿蘇村は、提出された関係書類等の秘密保持には十分配慮する。

（３）南阿蘇村は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。

１２ 問合せ及び書類提出先

〒869-1404 熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陽 1705-1

南阿蘇村 農政課 有機農業推進係

℡：0967-67-2706

E-mail：nosei1@vill.minamiaso.lg.jp